福祉年金の所得状況届

六月末までにかならず提出を

福祉年金の受給権者は、六月中に「福祉年金所得状況届」を役場に提出することになっています。

この届を提出しないと、昭和四十年五月分以降の福祉年金の支払いを受けることができません。

福祉年金は、他の年金制度とは異なり、所得額による支給制限があります。すなわち受給権者本人や、受給権者の配偶者、及び受給権者の扶養義務者などに所得があり、その額が一定額以上あるときは年金の支給が停止されることになっています。

ですから、福祉年金の受給権者は、毎年六月三十日までに、本人、配偶者及び扶養義務者などの前年の所得について「福祉年金所得状況届」を役場に提出してもらわなければなりません。

提出された届は、役場で審査し、県がその年の五月から翌年の四月までの支給を決定することになっています。

この届を提出しないと、その年の福祉年金の支給は受けられませんから、受給権者は六月三十日までに「福祉年金所得状況届」を役場へ提出してください。届を提出する際は、必ず「国民年金証書」をそえてください。用紙は役場にあります。

ただし、①本年一月から六月まで福祉年金の額の全部が支給停止されている人。②前年から引続いて受給権者本人、配偶者及び扶養義務者などの所得による支給停止を受けている人。③裁定請求書にそえて前年の所得状況届をした人。

これらの人は届を提出する必要はありません。

歯の衛生週間です

歯のたいせつさを再認識しよう

じょうぶな歯は健康のシンボルです。しかし、日本人のむし歯は、戦後の食糧事情の好転とともにしだいにふえており、日本人百人につき八十五人がむし歯をもっているといわれます。

人間の歯は、一回の食事ごとに三百回、一日に九百回、一生の間（六十年とすると）には千九百七十一万回のソシャク（かむこと）を行ない、何んと約二百トン（米にして一、三三三石）の食物をかみくだくことになるのです。

これほどたいせつな働きをする歯をそまつにあつかってはいけません。

そこで歯の衛生のためには①定期の検診、②早期治療、③むし歯の治療、④歯そう膿ろうの予防、⑤正しい歯みがき。⑥乳歯のたいせつなこと

以上のような点に注意していつも清潔な口と歯を保ちたいものです。

特にむし歯の予防には、食事のあと十分以内に歯をみがく習慣をつけること、半年に一度は歯の検査をうけることがたいせつです。

むし歯の酸は、食物を食べたあと数分でできはじめるといわれていますので、むし歯の酸が歯をとかさないうちに、歯をみがき、すみずみの汚れをとらねばなりません。

また歯ぐきの病気を予防するためには、まず三十才を過ぎたら歯ぐきの健康診断をうけること、特にリンゴなどをかんだとき血がつくようでしたら、さつそく歯医者さんで検査をうけてください。歯ぐきを歯ブラシや指でマッサージすることもよいことです。

最近は、ふつ素によるむし歯の予防が話題になつていま

（中室）（二教）（・通）（小交）（幡で）

五月十四日に小幡小学校校庭でまた六月二日には、第二中学校校庭に、それぞれ全児童生徒をあつめて、交通教室が開かれました。

これは交通のルール（規則）をみんなで守つて、かなしい交通事故をなくすことを目的にしたもので、信号機や標識の模型を使つて、やさしく説明する警察官の指導に、児童生徒たちも、多いに勉強になつたようでした。

群馬県では、昨年約八千件の交通事故が起こり、そのために二百八十一人の人がなくなり、七千三百二十一人の人がけがをしております。

これらの事故は、歩行者や自転車に乗つている人が、交通規則を守らなかつたために事故になつたという例もたくさんあります。

模型信号機をつけて交通教室

歩行者や自転車に乗る人たちは、エチケットをしつかり身につけて、かなしい交通事故が起きないように、お互いに気をつけましよう。

サークル　仲間　をたずねて

話し合ってしあわせを

新屋と国峯の長寿会

老人クラブは、趣味などを同じにする老人が、日を決めて一定の場所に集まり友交関係を深めて、楽しい老後の生活を形つくつて行くものです。当町にも、各地区に十四の老人クラブが結成され、それぞれにみな成果をあげております。今回はそのうちのふたつの老人クラブ、新屋の長寿会と国峯の長寿会を紹介することにしました。

新屋長寿会が結成されたのは昭和三十七年十月十六日。新屋婦人協力会が県の新生活運動協議会のモデル地区に指定されたのを機会に「老人の生活を明るく楽しいものにしよう」とよびかけられたのが結成の動機

会員は七十才以上のおとしより一八〇名があつまり会長は安藤覚太郎さん。

月一度ぐらい集まつては話し合いを主体に活動し、年間行事として、新年会、花見の会、健康診断、講演会、雪見の会などを行なう会費は月十円で町から年間約一万五千円の補助がある集会場所は、農協新屋事業所などを借りている。

国峰長寿会が結成されたのは三十九年二月。年令六十才以上が会員で現在は七十六名。会長は中条鶴吉さん。月一度ぐらい集まつては「話し合いの会」や「読書会」などを楽しんだり国峯分校の清掃や、こわれた「へい」を修理したり、竹ぼうきやぞうきんなどをつくつて学校に寄付したり道路清掃などを、会の事業として行なつている。

会費は月十円で、町から年間約五千円の補助がある集会場所は近くのお寺をかりたり、分校をかりたりしている。

このように「長寿会」の行事もいろいろあるが、そのなかでも、会員同志のなごやかな話し合いの場をつくることが第一の仕事だという。この話し合いの内容も、毎日の生活にむすびついた話しが多い。話し合いの中で見つけだされた問題掘りおこされた願いや、望みはとりもなおさずおとしよりの毎日の生活の問題であり、これからの生活に対する、願いや望みであるわけです。そしてその話し合いが、それぞれの会の中でできるということは、おとしより自身にとつて、たいへんしあわせなことです。

家族の中でも、地域社会の中でも、ひとりひとりがばらばらにものを考えるのではなく、集団的にものを考えることが、家族を、地域社会を、また「おとしよりの会」を前進させることになるのです。

つまり、おとしよりは老人クラブという老人の集団として孤立してしまうことなく、地域社会の中の老人クラブとして、いつも地域社会との間に交流が行なわれていなければならないというわけです。しかもそれは一方交通であつてはならず、若い世代との間の意志の疎通をはかるパイプを、つまらせたらいけないわけです。

世の中全体が、日一日と変わつていくこんにち、しあわせな暮らしをきづきあげるのに、いちばんたいせつなことは、みずから意見をもち、自分なりにこれからの世の中を見とおす力を身につけることだと思いますが、そんな意味からも、このふたつの長寿会がおとしよりのよき話し合いの場所として、発展されることを、みんなで期待したいものです

結成会議のようす

老人クラブの連合会

5月31日に結成

甘楽町に老人クラブの連合会か五月三十一日に結成され会長に松浦亮一さん（善慶寺）、副会長に山田光之助さん（福島）・安藤覚太郎さん（天引）をそれぞれ選任いたしました。

この連合会は、町内十四の老人クラブの会員八百七十名をまとめたもので、各地区のクラブ活動に協力して、老後の福祉増進をはかろうとするもので、健康相談・旅行やレクリエーション・老人の心配ごと相談所の実施・講演会・座談会などを開催することを会の事業としております。

就職した少年に

手紙で激励を

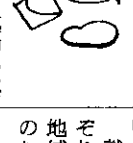

昨年度の少年非行は、戦後最大で、県下で四千八十五人富岡警察署管内でも百三十五人となつております。

この非行少年を職業別に見ると、中学生と就職少年がその主体といわれます。

また、就職少年については転々と職をかえる少年の非行がきわめて多く、一箇所に勤続する少年の非行はごくわずかで、離職は非行につながることが考えられます。

離職はこうした非行原因となるばかりでなく、その少年の不幸であり、いつたん志を立てて就職したら、その道にまい進することが、成功の秘けつであることは幾多の実例が物語つております。

少年に初志を貫徹させることは、本人の努力にまつことはもちろんですが、はたから励まし、元気づけることもたいせつで、特に故郷を遠くはなれた異郷に就職した少年には、そのことの必要を痛感いたします。あたたかい家庭で親兄弟にかこまれ、なに不自由なく平和な学校生活を送つていた年少者が、見ず知らずの他郷にひとりぼつちで就職すれば、そのことが

登記のしるべ

前号では法務局で行なわれている各種の登記事務について、有志のAさんに、法務局の窓口でいろいろご質問していただきました。今回もそのご質問をさらにつづけていただいて「登記事務」について認識をあらたにいたしましよう。

四、売買登記について

A「私は昨年住宅用地を買つたのですが、売買登記の説明をしてください。」

係員「それは、田か畑の一部を買われたのでしようねこの場合には、その土地を測量してもらつて、地主から分筆登記をしていただいて、地番を確定されたところで、登記簿の抄本を請求してください。

そのさい、登記簿に抵当権等があるかどうかを調べることですね。」

A「そうして、やつかいな農地の転用許可をもらう手続きを農業委員会にするのですか。」

係員「そうです。農地は知事の許可を受けないと法律上、権利を移転することができないことになつています。」

A「そこで、いよいよ登記になるわけですね。」

係員「この登記には、知事の許可書のほか、売り主から印鑑証明書（発行の日から三カ月以内のもの）と通常委任状をもらい、そのほか、売り主がその土地を自分の名義に登記したとき、登記所から交付になつた、権利書といわれている登記済証を出していただき、買い主は、申請書に住民票抄本を添えて、登記所の窓口に提出すれば登記になります。登録税は土地の時価の千分の五十です。」

五、売買代金を支払うときそれから仮登記のこと

A「登記は、とかくやつかいだと思いこんで、この手続きを済ませておかないと安心できないわけですね

係員「どんなに知事の許可を得ていても、代金を完全に支払つていても、登記を済ませないと第三者に対して自分のものだと主張できません。たとえば、この土地を、地主の甲さんがZさんのほかに、丙さんに二重に売つて、先に丙さんが、登記をしてしまえば、せつかくZさんが代金を支払つても、もはや登記ができないばかりか自分のものになりません。また、Zさんが登記をしない間に、甲さんに金を貸したある人が、その土地を差し押えでもすれば、この場合にも、Zさんが自分のものだと主張しても通らないことになります

A「なるほどね。登記はたいせつなもので

すね。私は売買契約と同時に直ちに代金を支払つてしまいましたが、あれは危険ですね。」

係員「そうです。登記を済ませたときに代金を支払うのが安全ですが、農地を買うときには、そうはなかなか行かないことが多いでしよう。まあ、知事の許可申請をするさい、もし許可があつたら、所有権が移転する、という条件をつけて、仮の登記だけは必ずやつて、代金の一部を払い、本登記するときに残金を払うようにし、金をたいせつにしたいものですね。仮登記は、売り主の印鑑証明書を添付すれば簡単にでき、しかも、登録税は一筆六十円で済みます。」

A「このような事で窓口に泣いて来る人はありませんか。」

係員「法務局では人権擁護といつて、法律相談に応じる役目をしているところがあるので、その方へ大分見える人がありますよ。友だちから買つたので安易に代金を支払つて、登記を済ませて安心していたところ、半年もすぎてから、第三者から金を返してください、さもなければ、裁判所で競売してもらいます、と内容証明が届いたといつて、青くなつて見えた人がいました。登記簿を閲覧したところ、何んと、その友達が八十万円もの抵当をつけたまま売つたのでした。」

けしの栽培注意

けしは園芸用として植えられたり、また野生として初夏になると色とりどりの美しい花を咲かせていますが、けしの中には麻薬を含有しているために法律で禁止されている種類があります。この種類のけしから得られる「あへん」には医療上に必要な麻薬の原料として貴重なものがありますが、同時にその取扱いを誤ると、害毒を流すものですから、けしの栽培についてはじゆうぶんに注意しましよう。